

神戸市火災予防条例第 49 条第 2 項第 1 号及び第 2 号ア適用に関する運用
(手続き及び維持管理に関する行政指導指針)

1 行政指導指針

- (1) 神戸市火災予防条例第 49 条第 2 項第 1 号又は第 2 号アを適用し、自動火災報知設備、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備（以下「自動火災報知設備等」という。）又はスプリンクラー設備を設置する際、消防検査時に当該設備に不備があった場合、建築主及び施工者の改修負担が大きいことから、消防法第 17 条の 14 の規定の例により工事整備対象設備等着工届出書を届け出ること。
- (2) 神戸市火災予防条例第 49 条第 2 項第 1 号又は第 2 号アに基づき設置された、自動火災報知設備等又はスプリンクラー設備については、非常時に確実に作動する必要があることから、消防法第 17 条の 3 の 3 の適用対象となる防火対象物に係る消防用設備等の点検及び報告の例により点検し報告すること。

2 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日